

佐渡地域医療・介護・福祉提供体制協議会（仮称）規約（案）

（名称）

第 1 条 この団体は、任意団体「佐渡地域医療・介護・福祉提供体制協議会」（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 佐渡地域における医療及び介護・福祉サービスに関わる従事者の慢性的な不足及び定年退職等による急激な減少により、現状の医療及び介護・福祉サービスの提供体制が崩壊する恐れがある。

本会は、医療機関及び介護・福祉施設等が相互に連携し、市民が将来に渡って住み慣れた環境で安心した生活を送ることができるよう、一体的な医療及び介護・福祉サービスの提供が行える体制を構築することを目的とする。

（協議事項）

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 将来に渡って一体的な医療及び介護・福祉サービスが行える提供体制の構築に関すること。
- (2) 適切かつ効率的な医療及び介護・福祉サービスの提供に向けた学習・研修環境の整備に関すること。
- (3) 従事者の確保対策に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、医療及び介護・福祉サービス提供体制の推進に関すること。

（組織）

第 4 条 本会の会員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 医療機関及び医療に関する職能団体等の長又はこれに相当する者
- (2) 介護及び介護予防サービスに関する法人及び事業所並びに介護に関する職能団体等の長又はこれに相当する者
- (3) 福祉及び障がい福祉サービスに関する法人及び事業所並びに福祉に

関する職能団体等の長又はこれに相当する者

(4) 行政機関の長又は職員

2 本会は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(入会)

第5条 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込むものとし、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

(退会)

第6条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

(運営)

第7条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人

(3) 理事 20人以内

2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。

3 会長、副会長及び理事は、会員の互選により定める。

4 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

(任期)

第8条 本会の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第9条 本会の総会は、次の事項について議決する。

(1) 規約の変更

- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画並びにその変更
- (5) 事業報告
- (6) 役員を選任、解任
- (7) その他運営に関する重要事項

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長がこれにあたる。

4 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

5 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

7 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名または押印しなければならない。

(理事会)

第10条 本会の理事会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2 理事会は、会長が招集する。

3 理事会の議長は、その理事会において、出席した理事の中から選出す

る。

4 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

5 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

7 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名または押印しなければならない。

(作業部会)

第11条 本会は、必要に応じ作業部会(以下「部会」という。)を設置することができる。

2 会長は、本会の会員その他必要と認める者のうちから、部会への参加を求めるものとする。

3 部会は、本会の方針を踏まえて、課題解決のために必要な作業等に当たる。

4 部会は、部会を進行する代表者を定める。

(事務局)

第12条 本会の事務局は佐渡市市民福祉部に置く。

(守秘義務)

第13条 本会の参加者又は関係者は、本会において知り得た秘密を漏らしてはならない。本会が終了した後も、同様とする。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、本会に関し必要な事項は、本会で

協議して定める。

附 則（平成30年3月25日）

- 1 この規約は、本会の成立の日から施行する。